

一般競争入札公告

社会福祉法人熊谷福祉の里の発注する「(仮称)特別養護老人ホームクイーンズビラ桶川 備品購入」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成26年7月29日

社会福祉法人 熊谷福祉の里
理事長 中村 洋子

1. 入札内容

- (1) 名称 (仮称) 特別養護老人ホームクイーンズビラ桶川 新築工事
- (2) 場所 埼玉県桶川市大字坂田字護摩堂845番1
- (3) 購入備品 ①家具・家電・業務用清掃機器 一式
②看護・介護・機能訓練器具 一式
③通信機器 一式
- (4) 納入時期 平成27年2月

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 有(非公表)
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (6) 埼玉県物品等競争入札参加資格登録事業者であること。
- (7) 医療、福祉関連事業における備品の納入実績があること。
- (8) 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報(以下「資格者情報」という。)の資格有効年度が、平成25年・26年で登録されたものであり、格付けがA級であること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から平成26年8月7日（木）まで。
但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで（問合せは午前10時から午後5時まで）
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表（書式は任意）
ウ 会社案内

※書式は下記問合せ先にて配布致します。

- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒360 - 0025 埼玉県熊谷市太井1777 - 1
社会福祉法人 熊谷福祉の里
担 当 : 理事長 中村 洋子
クイーンズビル事務局 坂本 真一
電 話 : 048 - 523 - 8855 FAX : 048 - 523 - 4507
[E-mail : s-sakamoto@email.plala.or.jp](mailto:s-sakamoto@email.plala.or.jp)

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には備品仕様書等〔備品仕様書、入札書等書式、法人の経理規定等〕を郵送により配布する。
(現場説明会は行わないものとする。)

6. 入札日程等

- (1) 公告日 平成26年7月29日（火）
- (2) 応募締切日時 平成26年8月7日（木） 午後4時まで
- (3) 備品仕様書等配布日 平成26年8月8日（金）
- (4) 質疑書提出日時 平成26年8月14日（木）午前12時まで
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (5) 入札予定日 平成26年8月28日（木）（即日開札）
※時間、場所は入札説明書により通知する。

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
尚、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札できないものとする。
(再度入札を含め入札は二回まで)
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）

② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札者にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(4) 入札参加にあたって入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を、後日提出すること。

(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。

(6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書に押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

(1) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

(2) 請負代金の支払時期に関しては、特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金等による交付時期を目安とし、入札説明書により別に定める通りとする。